

令和6年 第1回臨時会

南種子町議会臨時会 会議録

令和6年1月31日 開会

令和6年1月31日 閉会

南 種 子 町 議 会

令和6年第1回南種子町議会臨時会目次

第1号（1月31日）（水曜日）

1. 開 会	3
1. 開 議	3
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	3
1. 日程第2 会期の決定	3
1. 日程第3 提案理由の説明	3
町長説明	3
1. 日程第4 議案第1号 南種子町手数料徴収条例の一部を改正する 条例制定について	4
総務課長補佐兼行政係長説明	4
質疑	4
4番 福島照男君	4
討論	5
採決	5
1. 日程第5 議案第2号 工事請負契約の締結について 【令和5年度中央公民館屋内運動場解体工事】	5
教育委員会社会教育課長説明	5
質疑	6
8番 上園和信君	6
4番 福島照男君	9
9番 濱田一徳君	11
討論	11
採決	11
1. 日程第5 議案第3号 令和5年度南種子町一般会計補正予算 (第9号)	12
総務課行財政改革担当補佐兼財政係長説明	12
質疑	13
9番 濱田一徳君	13
5番 名越多喜子さん	14
8番 上園和信君	14
4番 福島照男君	16
討論	18

採決	18
1. 閉 会	18

令和6年 第1回 南種子町議会臨時会

第 1 日

令和6年1月31日

令和6年第1回南種子町議会臨時会会議録

令和6年1月31日（水曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣告

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 提案理由の説明

○日程第4 議案第1号 南種子町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定
について

○日程第5 議案第2号 工事請負契約の締結について

【令和5年度中央公民館屋内運動場解体工事】

○日程第6 議案第3号 令和5年度南種子町一般会計補正予算（第9号）

○閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1番	川内田 行 博 君	2番	野 首 久 教 君
3番	平 畠 強 君	4番	福 島 照 男 君
5番	名 越 多喜子 さん	6番	柳 田 博 君
7番	大 崎 照 男 君	8番	上 園 和 信 君
9番	濱 田 一 徳 君	10番	塩 釜 俊 朗 君

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局 長 園 田 一 浩 君 書 記 山 下 浩 一 郎 君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	小園裕康君	副町長	小脇隆則君
教育長	菊永俊郎君	会計管理者兼会計課長	河野美樹さん
企画課長	稲子秀典君	くらし保健課長	木田美幸君
福祉事務所長	鮫島幸紀君	税務課長	西村一広君
総合農政課長	山田直樹君	建設課長	河野容規君
水道課長	河野和昭君	保育園長	才川いずみさん
教育委員会管理課長兼給食センター所長	松山砂夫君	教育委員会社会教育課長	濱田伸一君
農業委員会事務局長	羽生幸一君	総務課長補佐兼行政係長	外園幸喜君
総務課行財政改革担当補佐兼財政係長	日高一幸君		

△ 開 会 午前 10時00分

開 議

○議長（塩釜俊朗君） ただいまから令和6年第1回南種子町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（塩釜俊朗君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定によって、8番、上園和信君、9番、濱田一徳君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（塩釜俊朗君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3 提案理由の説明

○議長（塩釜俊朗君） 日程第3、町長提出の議案第1号から議案第3号について、提案理由の説明を求めます。町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） 提案理由について、御説明を申し上げます。

今回の臨時議会に提案いたしました案件は、条例案件1件、事件案件1件、予算案件1件の計3件でございます。

それでは、条例案件から順次要約して御説明を申し上げます。

議案第1号は、南種子町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてでございます。戸籍法の一部を改正する法律の施行等に伴い、戸籍電子証明書の請求に対応するため所要の規定を改正するものでございます。

次に、事件案件について御説明申し上げます。

議案第2号は、工事請負契約の締結についてございまして、令和5年度中央

公民館屋内運動場解体工事の契約についてでございます。

次に、予算案件について御説明申し上げます。

議案第3号は、令和5年度南種子町一般会計補正予算（第9号）でございます。石川県能登半島地震被災地への災害義援金、物価高騰対応重点支援地方交付金を活用した事業が主なもので、4,373万2,000円を追加し、総額69億9,504万4,000円とするものでございます。

以上、議案の説明を終わりますが、詳細につきましては、議案審議の折に担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議方お願いを申し上げます。

○議長（塩釜俊朗君） これで提案理由の説明を終わります。

日程第4 議案第1号 南種子町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗君） 日程第4、議案第1号南種子町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長補佐兼行政係長、外園幸喜君。

○総務課長補佐兼行政係長（外園幸喜君） 議案第1号について、御説明を申し上げます。

議案第1号は、南種子町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、戸籍法の一部を改正する法律、附則第1条第5号に掲げる規定の施行等に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正され、第5号が施行されたことによりまして、戸籍電子証明書の請求があった場合に、戸籍電子証明書、提供用識別符号の発行事務が新たに追加されることから、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で説明いたしますので、新旧対照表を御覧ください。

第2条第1項中第37号と第38号を新たに加えるものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありますか。4番、福島照男君。

○4番（福島照男君） 手数料金額の400円と700円の試算根拠だけ教えていただけますか。

○議長（塩釜俊朗君） 総務課長補佐兼行政係長、外園幸喜君。

○総務課長補佐兼行政係長（外園幸喜君） 福島議員の御質問にお答えいたします。

改正されました地方公共団体の手数料の標準に関する政令に示されている金額となっております。よろしく申し上げます。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号南種子町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 工事請負契約の締結について

○議長（塩釜俊朗君） 日程第5、議案第2号工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。社会教育課長、濱田伸一君。

○教育委員会社会教育課長（濱田伸一君） 議案第2号について、御説明いたします。

議案第2号は、工事請負契約の締結についてであります。地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的でございますが、令和5年度中央公民館屋内運動場解体工事でございます。

契約の方法は指名競争入札でございます。

契約の金額は、総額で1億175万円でございます。

契約の相手方は、南種子町中之下1919-139、種子島建設株式会社、代表取締役、神崎壽丸でございます。

お手元に参考資料として、仮契約書の写し、入札執行結果表及び工事の概要資料を添付してございますので御覧頂きたいと思っております。

本工事の目的につきましては、中央公民館屋内運動場の老朽化に伴い、危険の恐れがあるため、解体することが目的でございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑はありますか。8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） 契約金額が1億100万円。そのうち消費税が925万円。消費税を除いた工事分が9,250万円。この解体する体育館の規模からしてですね、非常に高過ぎる感がいたします。何か特殊な工事が入っているのかですね、まずその説明をお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

詳細については、担当課長から説明させますが、今回のこの契約金額1億175万円でありましても、これは中央公民館解体工事の関係につきまして、6月定例会において予算計上を行い、中央公民館屋内運動場解体工事の実施設計業務委託を6月23日に契約を行っております。

その中で、この実施設計業務にあたって、アスベストが含まれているという調査報告がございました。それを受けて、先般の12月の定例会において、また補正で、中央公民館屋内運動場の解体工事を、4,551万9,000円を追加する補正をお願いをし、議決いただいたところでございます。

簡単に申しますと、今回1億を超えておりますが、そのうちの41.74%程度がこのアスベストに係る金額が含まれておりますので、その分で増額になっているということで御理解いただきたいと思ひます。

詳細の部分、御質問があれば担当課長から説明させます。

○議長（塩釜俊朗君） 社会教育課長、濱田伸一君。

○教育委員会社会教育課長（濱田伸一君） それでは、町長とちよつと重複する点もございませぬけれども、この中央公民館屋内運動場解体工事の関係につきまして、6月の議会において予算計上を行い、中央公民館屋内運動場解体工事实施設計業務委託を、6月23日に契約を行ったところでございます。

この委託業務でのアスベスト調査を行ったところ、屋内運動場の床、壁、天井の13検体、あと武道館横のトイレの外壁、壁の2検体からアスベストが検出、含まれているという調査報告が出されたことに伴ひまして、新たにアスベスト除去を行う予算が必要となったことから、12月の定例会において、4,551万9,000円を追加する補正を行ったところでございます。

12月補正で追加された予算につきましては、主にアスベスト処理に係る経費になりまして、このアスベスト処理除去方法としましては、方法としてはアスベストが検出された部分の処理するための足場の組み立てや、飛散防止対策用の

シートなどで、隔離養生を行いまして、また専用のグラインダーなどの機器を用いて、簡単に申し上げますと、水を流しながら吸引する処理を行うことや、また撤去した塗膜や排水についても、密閉の状態で行うこととなり、専用の吸引車、また、ろ過装置が必要になり、特殊な処理を行う必要がございます。

また、除去したアスベストについても、一時保管するための流出や飛散防止対策を行い、除去したアスベストについては、島内での処理が困難なため、島外での処理を行うことから、1億175万円の契約金額となっております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） 2点目の質問、質疑ですが、アスベストが吹きつけられているということが見つかって、12月補正で4,551万9,000円を補正を行ったということであります。

このアスベストに関する法令、健康被害などの観点からですね、法律が改正されてですね、非常に厳しくなってきたということですね。解体工事、リフォーム、それから改修工事をする際は、事前にアスベスト使用の有無の調査を行うことが義務付けられているということです。一定規模以上の解体を行う建築物等の工事を実施する場合は、調査に加えて調査結果の届け出が必要だそうです。

また、令和5年10月からアスベストの有無の調査を有資格者が行うことが義務付けられてるということですね。それでですね、この請負業者がアスベストを除去するための有資格者の資格を持ってるかどうかということです。

○議長（塩釜俊朗君） 社会教育課長、濱田伸一君。

○教育委員会社会教育課長（濱田伸一君） まずは、このアスベスト除去に伴う対策につきましては、アスベストに発がん性物質などが含まれていることから、基本的に法に基づく処理を行います。定められた作業基準がありますので、それを遵守いたしまして処理することとしております。

また、アスベストの作業主任者の有資格者や特別管理産業廃棄物管理責任者などの選任を行いまして、安全に処理を行うよう仕様書にも記載いたしまして、法に基づいた処理を行うこととしております。島内には現在の有資格者や、その専用な処理を行う器具を持ってる業者がいませんので、島外への下請けの処理という流れになってくるかと思っております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） 8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） 私はこの請負業者が、アスベストを除去するための資格を有しているかという質問ですが、なんかその業者はその有資格者じゃないという

ような説明で、島外から連れてくるという説明でありましたが、そういう業者とですね、契約を交わしていいのかですね。指名委員長である副町長。それと、今答弁がありましたけども、まだ質問質疑をしてない部分の答弁がありました、それとですね、有資格者で有資格者業者であるかということと、それとその工事に入ったときに、飛散しないとかですねアスベストが、万全な対策は講じているか。この付近はですね、トンミー市場とか上中地区の公民館、それから子供たちのソフトボールの練習場にもなってるんですよ。だから、人の出入りが非常に多いところです。そのような、対策は十分に取った上での工事に入るのかですね。そこら辺を明確にお答えをしてください。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 先ほど課長の方からもありましたが、このアスベスト処理、除去方法としては、この周辺に飛散とかそういうことがないようにですね、足場の組み立て、そしてまた飛散防止対策用のシートなどで隔離養生をするということ、先ほど説明があったとおりでありまして、これはトンミー市場もありますし、そしてまた周辺にそういうことが及ばないようにしっかりとした対策をとるということでもあります。それから、その落札をした業者がということですが、仕様書にもここについてはですねいろいろ書かれ、そしてまた落札をしておりますので、この指名のあり方、そしてまた業者を示したことについては、副町長の方から答弁をさせたいと思います。

○議長（塩釜俊朗君） 副町長、小脇隆則君。

○副町長（小脇隆則君） お答えをいたします。

この検査業務につきましては、実施設計の段階で専門有資格者が検査をした結果、アスベストがあるということがわかったわけでありまして、今回工事をする中で、飛散しないように、先ほど課長からも説明がありましたように、密閉した状態で工事を進めていくんだという説明もございましたように、そのような形で事業推進を図っていくということでございますので、指名にあたっては問題ないかと思えます。

○議長（塩釜俊朗君） 8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） 最後の質疑ですが、このそういう業者と、工事請負契約をしても大丈夫かということと、それとこのアスベストはですね、非常にこの危険。はい、誰か何か。非常に危険で、今もう使用は禁止されてるようなんですよ。どういう病気を引き起こすかということ、じん肺、どういう病気か私わかりませんが、じん肺悪性中皮腫、肺がん、こういう病気を引き起こすということですね。危険が非常に高い物質だということです。だから、トンミー市場を閉鎖した

り、一時工事中にですね。だから、上中地区公民館なんかも使用を禁止したり、そういう必要はないかと。

ついでですので、福祉センターのホールの天井にも相当な量のアスベストが吹きつけられておりますので、こういうところも含めてですね、そういう対策をとる必要があるんじゃないか。

まず、この業者はその有資格者じゃないということですよ。その資格の持った社員もいないということですので、そういう業者にこの工事を契約していいの。それからその周辺の対策はしっかりとる考えかですね。

町長に答弁を求めます。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 先ほども申し上げましたが、業者選定については町内の業者ということで、その資格、対応しうる業者を、指名委員会の中で選定をして、報告を受けたものであります。その中で、このアスベストの作業主任者の有資格者や、特別管理産業廃棄物管理責任者などの選任を行い、安全処理を行うよう仕様書にも記載をしているということでもありますから、これはこれに基づいてそういう有資格者の選任を行って、しっかりと対応していただくということになっております。それを請負った業者はしっかりと遵守してやらなければならないということでもありますので、そこは、事業執行を担当する課の方でもしっかりとそれは管理監督をされていくものだと思います。

それとまた、そのアスベストの周辺に対することについても、先ほど課長の方から説明がありましたとおり、しっかりと密閉をした形での、そしてまた専用の吸引車や、ろ過装置等、特殊な処理を行う必要があるということで、ここについては周辺にそういう影響のないような形のやつでやらなければならないということも当然のことでもありますので、それはしっかりとした対応をやるようなことで私も報告を受けておりますから、そういうふうにとしっかりと管理監督し、やっていきたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。4番、福島照男君。

○4番（福島照男君） 関連してです。同僚議員からアスベストの飛散防止についての説明を求めたんですが、私も非常に隣接するトンミー市場への被害があってはならないということで当然、追加予算を組んで、万全の体制で臨むということは当然のことなんですが、日々町民が利用するトンミー市場があるわけで、風もちょうど北西の風が吹き当たる位置にありますから、当然万全を期すのは当然なんですが。事故というのは、予期せぬところに起きるということはこれまでのとおりであります。かといって工事をやめるわけにはいかないんで、やらなければいけ

ないんですが、やっぱり契約に則ったことは当然業者にはやってもらわんと困るわけですが、やっぱり行政としてもね、ここはもうちょっと踏み込んで日々監視をすると。危険があればすぐ工事を中断して、対策を打ってもらおうというようなですね、ここはちょっときめ細かな対応を望まないで、飛散したと、事故が発生したということになればですね、これはトンミー市場が壊滅的打撃を受けるわけで、そこら辺の配慮というのはね、私は必要ではないかなと思うんですが、町長ここら辺の対応はどう考えますか。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） これは先ほどから申し上げてますとおり、法に則った、しっかりとした対応をしなければならんというのも当たり前のことでありますので、それはそういう事故等が発生しないようにについて、そして、先ほどから申し上げましたとおり、これは何か飛散防止対策用のシートがあるみたいでありますので、それは当然全国各地でこういう対策もやっておりますから、そういうものを飛散しないような体制というのをしっかりやっていただきたい。そういうことは、行政として発注元として、管理監督をしっかりやるというのは当たり前ですのでそのようにしたいと思います。

また、先ほど福祉センターの件も出ましたが、なかなかやっぱりこの契約金額、この工事に関わるものが多額になる。そしてまた、非常にこういう非常に難しいというか、周辺に配慮しながらやらなければならんということで、今までなかなか向こうについても、解体とかそういったところに至らなかったんだろうというふうに思います。今後、この高校跡地もそうですけれども、古い建物に関しては、こういうふうに幾らかまじったような状態で、こういうアスベストが入ってる状態がおそらく出てくる可能性というのがありますので、ここは今回も業者にしっかり話をしながら、今後も、こういうことについてしっかりとした対応ができるようにですね、そこは努力をしていきたいと思っています。

○議長（塩釜俊朗君） 4番、福島照男君。

○4番（福島照男君） 町長のおっしゃるとおりだと思うんですね。やっぱり安全性を100%確保してもらおう。安全性はそうなんです、町民に対するトンミー市を利用する町民の安心感ですよ。安心感をどういうふうに持ってもらおうかと言うことは非常に重要なことだと思うので、そこら辺の丁寧な説明が1つですね。素人が見てもわかるようなことでもないと思うんですが、やっぱり町民に対しては、万全で大丈夫ですよ、という安心感を与えるということが最大の点かなと思います。ですので、やっぱり担当課がいいのか、建設課がいいのかよくわからないんですが、やっぱり日々ですね、監視をするということで町民に安心感を与え

ることが非常に重要なことかなと思いますんでそこら辺についてのね、取り組みをぜひお願いしたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 先ほどから、やはり町民のこの安全性についての質問だっ
たと思いますので、そこについては、周辺、また町民に対する周知と、それから、やっぱりそういう管理監督をしっかりとやっていけるようにしたいというふう
に思います。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。9番、濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） アスベストのことはよくわかりました。これですね、ちょ
っと関連でここで言うべきかどうかわかりませんが、先ほども町長から出ま
した福祉センターとか、旧南種子高校の跡地、ここなんかはアスベスト使ってる
かどうかの調査というのはまだやっていないのでしょうか。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 福祉センターは、以前調査をして、上の方にそういうアス
ベストが使われているというのは、もう、これまでも報告がされてきてると思
います。ただ、完全に密閉をしてる状態で、今のところ、利用に関しては、大丈夫
だということでありましてけれども、老朽化してる部分もありますし、将来的には
あそこ建て替える場合には、今回と同じようにこのアスベストの除去作業とい
うのは出てくると思います。

高校跡地は、今度解体をするということで、この実施設計の業務委託を受けた
ところの専門家が調査をした結果、こういう床、壁、天井にそういうものが少し
入っているんだという報告でありましたので、それに対応するというのであり
ます。ただ、他の建物についてどういう状況かというのは、そこまではまだやら
れてないんじゃないかと思っておりますので、今後手前の校舎の方もいろいろ、耐震補
強であったりそういうふうな方向で今ずっと進めておりますので、そこについ
ては今後調査は必要になってくるかなという思いはありますので、そこはまた担当
課の方と情報をしっかり把握をして、必要な対策はしっかりやらなければなら
ないというふうに思っています。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 令和5年度南種子町一般会計補正予算（第9号）

○議長（塩釜俊朗君） 日程第6、議案第3号令和5年度南種子町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

当局の説明を求めます。行財政改革担当補佐兼財政係長、日高一幸君。

○総務課行財政改革担当補佐兼財政係長（日高一幸君） 議案第3号令和5年度南種子町一般会計補正予算（第9号）について、御説明申し上げます。

それでは予算書に基づいて説明をいたしますので、表紙をお開きください。

今回の補正は、石川県能登半島地震被災地への災害義援金、物価高騰対応重点支援地方交付金を活用した事業が主なもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ4,373万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ69億9,504万4,000円とするものです。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略させていただきます。

次に3枚目をお開きください。

第2表の繰越明許費については、計2件であります。

まず、営農雑用水施設整備事業については、利用者側から設置箇所の変更を求められ、その調整に不測の日数を要し、年度内完成が見込まれないため、2地区の合計で600万円を繰り越すものです。

次に、農地農業用施設補助災害復旧事業については、災害査定が例年より遅い時期に査定終了となり適正な工期を確保できないため、農地12件、施設4件の合計で8,083万8,000円を繰り越すものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたします。歳出予算から主なものについて説明いたしますので、4ページをお開きください。

まず、総務管理費については、令和6年1月1日に発生しました、石川県能登半島地震に伴う被災地への災害義援金によるもので、500万円を追加するものです。

次に、児童福祉費については、電力・ガス・食料品等物価高騰支援給付金事業によるもので、3,069万7,000円を増額するものです。

次に、清掃費については、省エネ家電製品購入促進補助金によるもので、800万円を増額するものです。

次に、同ページから5ページ、社会教育費については、天候不良等による工期延長に伴いまして予算を組み替えるものです。

以上が歳出になります。

次に、歳入を説明いたしますので3ページをお開きください。

まず、地方交付税については、今回補正の不足額を補うため、普通交付税503万5,000円を増額するものです。

最後に、国庫補助金については、重点支援地方交付金によるもので、3,869万7,000円を増額するものです。

以上、説明を終わりますが、説明不足あるいは詳細については、この後の審議においてそれぞれ担当課長より説明を申し上げますので、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塩釜俊朗君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。

質疑はありませんか。9番、濱田一徳君。

○9番（濱田一徳君） 歳出の4ページですけれども、省エネ家電製品購入促進補助金、前回ありましたあれの第2弾と思ってるんですけど。前回のときにですね、余りにも早く締め切られたと。そして中にはもう申し込んだら間に合わなかったという方もいらっしゃいました。ちょっと不平不満的なことも聞きましたけども。前回これを使った補助者、補助者というかこの補助を受けた方、今回はその方たちも対象になるのかですね。それとも、もう前回これを申請した人は省いて、新しい人をするのか、そこら辺の計画が立っておりましたら、答弁をお願いします。

○議長（塩釜俊朗君） くらし保健課長、木田美幸君。

○くらし保健課長（木田美幸君） まず、第1弾における補助事業の実績であります。交付決定した件数は46件、実績額で499万7,000円の補助金の交付を行ったところです。品目については、冷凍冷蔵庫が17件で253万1,000円、エアコンが4件で54万6,000円、テレビが5件で62万1,000円、炊飯器が1件で4万1,000円、ガス石油温水器が19件で125万8,000円の内訳となったところであります。

また、町内の4店舗での購入がされたところであります。

第1弾で利用した方が、また今回の第2弾で利用できるかということですが、この補助事業については、1世帯当たり上限額を20万円ということで設けておりますので、その20万円に達していない方については、再度利用できるということで考えております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。5番、名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） 事業に対してですけど、購入年月日、それから実施年月日は同日からってということですか。

それと、それからもう1つ購入店舗の制限っていうのもあるんですか。それとも、それはもう御自由にとということですか。ちょっと説明をお願いします。

○議長（塩釜俊朗君） 暮らし保健課長、木田美幸君。

○暮らし保健課長（木田美幸君） まず申請のタイミングでありますけれども、第1弾においては、すべての書類がそろったときということで、購入をして納品が終わって写真等がすべてそろった段階で申請をしてもらうということでしたところでは。

それから、店舗については町内での購入ということではしておりますので、家電製品、省エネ対象の家電製品を購入した場合については、町内のすべての業者が対象となります。

以上です。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） 2点お尋ねをいたしますが、この能登半島地震災害義援金500万円を予算化しておりますが、義援金を現地にお届けをする方法ですね。どのような方法をとってお届けするのか。町長が現地に行って、南種子町を代表してね目録を渡すのか。それとも、何か他の団体をとおして納入するのかですね。お尋ねします。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） この義援金の考え方については、以前東北大震災もありました。あの時は、600万円しておりますけれども、大体その時の算定の根拠になっているのは、当時6,000人台の人口でありまして、人口を1人当たりでいったときに、1,000円でだいたい換算してらんだらうというふうに思っております。

今回500万円ですけれども、私どもの町の町民が皆さんで現金を送るということではありますけれども、方法としては、これは、それぞれ個別でやってもなかなか相手方の方も非常に難しいところがありまして、前回と同様に、私ども今鹿児島県町村会の方

と連携をするということで話はしております。

ただ、この県町村会も全国町村会の方と連絡をとりながら、そしてまた、石川県の町村会もごございますので、そこはこの町村会全体で取りまとめがおそらく前回同様出てくると思いますので、そこをとおしてやるということを考えております。

ただ、私どもとしてはまだ県の取りまとめの機関とかそれはちょっとまだ決まっておられませんけれども、早急にここを私どもも義援金を出すということで御決定をいただいてそれで今調整がされておりますから、その調整済み次第、これは県をとおして全国、そして石川県の方との連絡調整の上で、これを義援金としてやっていただくという方法であります。

いろんなところからの義援金もあると思いますが、石川県の方でも、そういったものを取りまとめた中で、それを皆さんに公平に配分がされるんだと思いますので、方法としては、個別というのはなかなか難しいところがありますので、この組織を通じて義援金を渡すという方法が一番いいのではないかとということで前回同様のことを考えているところであります。

○議長（塩釜俊朗君） 8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） 町長そうしたときですね、町村会をとおして納めたときに、南種子町民の気持ちというのは届かんのじゃないかなと思うんですよ。それで、あくまでも鹿児島県町村会からの義援金ですよっていう。そこら辺はどうなってるんですかね。

○議長（塩釜俊朗君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 鹿児島県町村会もこれを交付するときは、やっぱりそれぞれの町からの義援金というものについては、しっかりとお示しをしていくことになりますので、そこは南種子町民の皆さんの思いもしっかり伝わって、前回もそういうお礼も来ておりますから、そこはしっかりと対応できるというふうに思っております。

○議長（塩釜俊朗君） 8番、上園和信君。

○8番（上園和信君） さっきからですね、この省エネ家電の800万円の議論が続いておりますが、交付金の要綱というのは作ってますかね。補助金交付金の要綱。その内容を議員も知る必要があるんですよ。いろいろ町民からの問い合わせもあると思いますので、その要綱の提示を議長できませんかね。

○議長（塩釜俊朗君） 要綱の提示は。暫時休憩します。

休憩 午前10時42分

○議長（塩釜俊朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 要綱については、前回も要綱を定めしっかりやっていますので、後もってそれは配布ができると思いますからそのようにしたいと思います。

先ほどから質問が出てますが、前回はいろんな事業の組み立てをいたしまして、やっぱり町内業者を使うということでありましたので、期間も2月末まででありましたから、私どももどこまでこういう要望が出るかなということでありましたけれども、これはすごい勢いで、すぐに閉めざるを得なかったところであります。

今回は、その事業執行の見込みを立てて、そしてまたもう終わったものもありますのでそうやった場合に、国からの配分のこの交付金が、執行残的なものが大分出てきておりますので、その部分でいろいろまた再度の組み立てをして、2月末までにどれぐらいできるのかなということで、今回その財源を国にお返しをするよりは、事業執行をやった方がいいだろうということで800万円ほど、一財も少し入れてですね。期間がちょっとありませんけれども、この程度であれば、前回と同様、事業が執行できるんじゃないかということで今回の提案をしたところであります。

今回もこれで、どこまで対応できるかなというふうに思っておりますけれども、いろいろ他の自治体からも、このことについて問い合わせをいただいております。やっぱり大きいところでやっていますが、非常にこの環境の問題もいろいろ考えたときにですね、霧島市だったりそういう大きなところからも今問い合わせが来ておまして、やっぱりこういうものを取り組むべきだという話もありますので、ここは今回の2月末までで800万円程度はやっぱり町内業者でやるとすると、あまり多額のやつで期間が短いですので、これぐらいが何とかできるかなというふうなところでの今回の予算計上であります。

今回これを事業執行してみても、そしてまた、要綱を後でお示ししますけれども、この前すぐ締めた、そしてまたいろんな苦情意見もいただいておりますので、改善するところは改善をしながらですね、いい形で今後取り組めたらなというふうに思っているところであります。

そういうことで、ちょっとまた要綱の方は後もって配布させていただきたいと思っております。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。4番、福島照男君。

○4番（福島照男君） 省エネの補助についてはですね、質問はないんですが、画期的な取り組みということで、各町村に先んじて本町がやったということはね、非常に頼もしいなと思って担当課については、私は賞賛したいと思ってますので、今後もですね、こういう事業をこういう省エネに限らずですね、他の担当部署でもこういう事業が見つけられたらですね、非常に本町の経済波及に直結するという事業ですので、ぜひ頑張ってお取り組んで欲しいなというふうに思います。

それで質問です。質問はこの野木田の補助金についてです。天候不良による工期延長ということで私も非常に心配してるんですが、荃永の野木田地区においてね、発掘作業が行われております。もう、2月、3月になると水田の作業にかかるわけですが、水田までに間に合う工期という想定をしておったんだらうが、天候不順で長引いてるということのようです。

その時期的に間に合うのかというのが1点と、現時点での発掘調査の成果等が分かればですね、詳しくは入りませんが、概要でもいいですので説明お願いいたします。

○議長（塩釜俊朗君） 社会教育課長、濱田伸一君。

○教育委員会社会教育課長（濱田伸一君） お答えをいたします。

議員のおっしゃられるとおり、ちょっと発掘調査員が15名程度ということで、人員不足もあります。

また、今、雨天の日も続いておりますので、そういった理由で、リースの延長に伴う予算の組み替えを行ったところでございます。

水田の補償につきましては、県の経営体育成基盤事業のもとで実施しておりますので、事業主の県農村整備課の方と協議をいたしまして、令和6年度までは、補償をしているところでございます。

後、成果につきましては、現在発掘現場からは、杭列などの出土品が非常に多く出ております。

それに伴いまして、県の埋蔵文化財センターの専門職員による現地指導を先日いただいたところでございます。

発掘された木片による列の遺構というのは、水田に伴う畔、また道の地盤強化のための敷板である可能性が高いということや、土器についても、古墳時代のものである可能性が高いなどの指導をいただいたところでございます。

もしこの古墳時代の水田遺構であれば、日本最南端の事例となるということで、現地の説明会もした方がいいんじゃないかというような協議もなされた状況であります。今までの成果につきましては、そういった状況でございます。

○議長（塩釜俊朗君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号令和5年度南種子町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決されました。

—————・—————

閉 会

○議長（塩釜俊朗君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和6年第1回南種子町議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

—————・—————

閉 会 午前10時50分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議長 塩 釜 俊 朗

南種子町議会議員 上 園 和 信

南種子町議会議員 濱 田 一 徳